

**CO<sub>2</sub> 排出削減に関する連邦法（仮訳）**

**（CO<sub>2</sub> 法）**

1999 年 10 月 8 日（2000 年 4 月 18 日版）

スイス連邦連邦評議会は

連邦憲法第 74 条、第 89 条<sup>1</sup>、及び

1997 年 3 月 17 日付連邦会議通達<sup>2</sup>により

次の通り発令する。

---

**第 1 節 総則**

**第 1 条 目的**

本法律は、化石燃料（暖房用油、交通用燃料）のエネルギー使用に因る CO<sub>2</sub> 排出を削減することを目的とする。この目的を踏まえて、本法律はその他の環境公害の低減、エネルギーの経済的かつ合理的使用、及び再生可能エネルギーの利用拡大も目的とする。

**第 2 条 目標**

1 2010 年までに、化石燃料のエネルギー使用に因る CO<sub>2</sub> 排出を総量で 1990 年比 10% 削減しなければならない。2008 - 2012 年間の平均値を決定の基準とする。

2 暖房用油のエネルギー使用に因る排出は総量で 15%、交通用燃料（国際航空機に使用されるケロシンは除く）のエネルギー使用に因る排出は 8% 削減されなければならない。

3 連邦会議は、国際航空機に使用されるケロシンに因る排出を制限すべく努力するものとし、国際条約の枠内で制限を規制する。

4 総排出量は、スイス国内でエネルギー使用を目的として販売された化石燃料に基づいて計算される。

5 関係各界との間の合意により、連邦会議は、特定の経済部門について個別目標を定め

---

<sup>1</sup> RO 2000 年 979 RS101

<sup>2</sup> FF 1997 年 III 395

ることができる。

6 連邦会議は、2010年以降の目標に関する提案をしかるべき時に連邦議会に提出する。連邦会議は事前に関係各界に諮問する。

7 本法律の定める排出の計算の際に、連邦会議は、国外で実現された連邦又はスイス国内のスイス系企業の出資による排出削減を、適切に考慮に入れることができる。連邦会議は国際的に認知された基準を考慮して要求事項を決定する。

### 第3条 方法

1 当該目標は、エネルギー・輸送・環境・財務政策の領域に属する対策及び自主的取組みにより優先的に達成されなければならない。

2 前項の対策だけでは設定目標を達成することができない場合、連邦政府は化石燃料に係る奨励税（CO<sub>2</sub>税）を徴収する。

3 暖房用油及び交通用燃料の消費者の一部については、排出制限の約束を連邦政府と取り交わした場合には、CO<sub>2</sub>税を免除することができる（第9条）。

### 第4条 自主的取組み

1 自主的取組みとは、特に暖房用油及び交通用燃料の消費者が排出の制限を自発的に約束する宣言をいう。

2 連邦会議は、適切な組織を自主的取組みの支援及び実施にあたらせることができる。

### 第5条 評価

1 連邦会議は、CO<sub>2</sub>排出削減に関して講じられた対策及び講じられる予定の対策の効果を定期的に評価する。連邦会議は特に人口増加率、経済成長率、交通量増加率など主要な一般的条件の変動を考慮に入れる。

2 連邦会議による評価は、統計データに基づくものとする。

## 第2節 CO<sub>2</sub> 税

### 第6条 税の導入

- 1 連邦会議は、第3条第1項に掲げる対策だけでは設定目標が達成できないことが予測される場合には、CO<sub>2</sub> 税を導入する。
- 2 連邦会議は特に次の事項を考慮する。
  - a. その他のエネルギー関連税の効果
  - b. 他国で採用されている対策
  - c. 近隣諸国における暖房用油及び交通用燃料の実際的価格
  - d. 経済全般及び各経済部門の競争力
- 3 連邦会議は、2004年以後にCO<sub>2</sub> 税を導入することができる。
- 4 連邦会議は、CO<sub>2</sub> 税を段階的に導入することができる。各段階の日程は前もって決定する。

### 第7条 CO<sub>2</sub> 税の課税対象と額

- 1 1996年6月21日の鉱油課税法<sup>3</sup>第2条に掲げる石炭、暖房用油、交通用燃料の製造、採掘、輸入に対し、当該燃料がエネルギー使用を目的として販売される場合にCO<sub>2</sub> 税を適用する。
- 2 税額は、CO<sub>2</sub>1トンにつき210フランを超えないものとする。
- 3 設定目標の実現の度合いに応じて、連邦会議は、暖房用油と交通用燃料について異なる税額を定めることができる。また、いずれか一方のみについて税を徴収することもできる。
- 4 税額は連邦議会の承認に付されるものとする。

### 第8条 納税義務者

---

<sup>3</sup> RS 641.61

次の各号に掲げる者が納税義務を負う。

- a. 石炭税に関しては、1925年10月1日の関税連邦法<sup>4</sup>による納税義務者、及びスイス国内で活動を営む製造者・生産者
- b. その他の化石燃料に関する税金に関しては、1996年6月21日の鉱油課税法<sup>5</sup>による納税義務者

## 第9条 免除

1 何人も、大量の暖房用油、交通用燃料を消費する者、又はCO<sub>2</sub>税の導入により国際レベルの競争力が阻害される恐れのある者は、CO<sub>2</sub>排出削減の公式の約束を連邦政府と取り交わした場合、CO<sub>2</sub>税を免除される。

2 排出制限の約束を公式に取り交わすことができるのは以下の者とする。

- a. 大企業
- b. 暖房用油及び交通用燃料の消費者グループ
- c. エネルギー集約型企业で、CO<sub>2</sub>税の課税額が総生産額の1%を超える場合

3 すべての場合において、公式の約束とは少なくとも次のことを意味する。

- a. 2010年までにCO<sub>2</sub>排出を制限すること
- b. 対応計画を作成すること
- c. 対策の効果を管理すること
- d. 定期的間隔で報告書を作成すること

4 公式の約束に定められる排出制限値は、次の要素に基づいて決定される。

- a. 第2条に定める目標値
- b. すでに実施されている対策
- c. これらの対策の費用

---

<sup>4</sup> RS 631.0

- d. 国際市場における企業の地位
- d. 生産についての予測可能な増加率

5 免除の条件が具備されたときは、税金は還付される。連邦会議はそれにより過度の費用が発生する場合には、還付の義務を負わない。

6 何人も、連邦と取り交わした約束を遵守しなかった者は、免除された税金を、利息を含めて納付しなければならない。納付の義務は、納税義務が課された日から起算して5年の時効によって消滅する。さらに税務当局は、いつでも担保を要求することができる。

#### **第10条 税収入の使途**

1 税収入とは、CO<sub>2</sub> 税に由来する収入に利子を加え実費の全額を差し引いた後の金額をいう。

2 税収入は、その払込まれた総額に応じて国民と経済界との間に配分される。

3 国民に還元される部分は、すべての自然人の間で等分される。連邦会議は配分の方法と手続きを規定する。連邦会議は州、公法上の法人又は個人に相応の報酬を支払ってその配分にあたらせることができる。

4 経済界に帰する部分は、連邦高齢者遺族保険金庫（AVS）を介して雇用者に対し、その被用者に支払う決定賃金（LAVS 法<sup>6</sup>第5条）に応じて支払われることとする。連邦高齢者遺族保険金庫（AVS）は相応の補償金の支払いを受ける。

5 何人も、第9条により CO<sub>2</sub> 税を免除された者は、第4項による還付を受けられない。

#### **第11条 手続**

1 連邦会議は、石炭税の徴収及び還付手続きを規定する。関税法令の規定を輸入及び輸出に適用する。

2 鉱油課税法令の規定を、その他の化石燃料に関する税の徴収と還付に適用する。

---

<sup>5</sup> RS 641.61

<sup>6</sup> RS 831.10

3 連邦会議は、税の免除に関連した執行の任務を諸機関に委ねることができる。

4 訴訟は、1996年6月21日の鉱油課税法<sup>7</sup>第34条以下に従って行われる。

### 第3節 罰則、最終規定

#### 第12条 脱税

1 故意に不法の利益を受け又は第三者に受けさせた者、特にCO<sub>2</sub>税を免れ又は不当な減免、還付を得た者は、不法の利益の3倍に相当する金額を限度として罰金を課される。

2 未遂罪及び共謀は処罰される。

3 懈怠により自らのため又は第三者のために不法の利益を得た者は、その利益と同額までを限度として罰金を課される。

#### 第13条 税金回避

1 より重い刑罰を定める別段の規定により当該行為が処罰される場合を除き、故意に又は懈怠により次の各号に掲げる行為をした者は、最高で1万フランまでの罰金を課せられる。

- a. 法律に違反して納税義務者であることを通知しなかった者
- b. 会計帳簿、証拠書類、業務用書類及びその他の必要書類を適法に備えつけ、作成し、保管し乃至は正式に提出しなかった者、又は情報伝達義務を果たさなかった者
- c. 税の減免乃至は還付請求を提出する際に、又は情報提供を義務づけられる第三者として、偽りの記載をし、重要な事実を隠し又はこのような事実の裏づけとして偽りの証拠書類を提出した者
- d. 徴税の決定のもととなる資料や財産の申告を怠り又は不実の申告をした者

2 重大な場合又は累犯の場合には、3万フラン又は回避された税額のいずれか高い方の金

---

<sup>7</sup> RS 641.61

額を限度として罰金を宣告することができる。

#### **第14条 連邦行政刑法との関係**

- 1 違反は、1974年3月22日の連邦行政刑法<sup>8</sup>により訴追され、判断される。
- 2 当該違反の訴追及び判断は、連邦税関当局の管轄とする。
- 3 違法行為が、第1項に定める違反と、関税法又はその他の連邦税関当局が課税すべき租税を規律する連邦法令に対する違反を同時に構成する場合には、当該行為に適用する刑罰は、最も重大な違反について規定される刑罰を適切に加重した刑罰とする。

#### **第15条 執行**

- 1 連邦会議は、本法律を確実に執行するため、その執行規則を定める。執行規則の制定に先立って、連邦会議は各州及び関係各界に諮問する。
- 2 一部の任務について、連邦会議は州及び民間組織に支援を求めることができる。
- 3 連邦会議は、本法律全般の擁護上それが要求される場合に限り、本法律の規定の適用除外を行政命令により規定する。

#### **第16条 暫定規定**

CO<sub>2</sub>税は、その発効後、鉱油輸入法又は関税法に服する全種の化石燃料に賦課される。

#### **第17条 国民投票、発行**

- 1 本法律には随時の国民投票を要する。
- 2 連邦会議はその発効の日<sup>9</sup>を定める。

発効日：2000年5月1日

---

<sup>8</sup> RS 313.0

---

<sup>9</sup> 2000 年 4 月 5 日付 ACF ( RO 2000 年 985 )